

議会基本条例改定に関する特別委員会会議記録（概要）

平成27年9月16日（水）

開 会（午前10時0分）

【議 事】

（1）改定に係る提案の取り扱いについて

西沢委員長

前回の委員会においてお願いした、改定に係る条文案を各会派よりお示し願いたい。

赤川委員

まず、第21条の議会広報の充実ですが、議会広聴広報機能の充実ということで、議会の広聴広報機能の充実を図り、開かれた議会を目指し議員で構成する広聴広報委員会を設置するというので、条例上広聴広報委員会を定めたらどうかと思う。第21条第2項には、同委員会は広聴広報機能充実のために、議会報告会や政策討論会の企画運営や市民からの意見の政策への反映、調整を図り、またその他については別途定めるということを決めたらどうかと思う。この別途については、要綱なりで定められればと思う。あと、これは政策提言になるが、所沢市では政策形成サイクルに力を入れており、出た意見を政策形成サイクルに乗せることをやっていることから、その辺の位置付けについても定めることができると考えている。それから、通年議会や災害時の議会の役割ということでそれぞれの会派から出ていたが、災害時の議会の役割という項目を作り、災害時は議長

を中心に議会に対策会議を招集し、執行部との情報共有を図り、適切な対応について協議し市民の安全確保と減災に努めるということで、明確に条文として入れるべきと考えている。

西沢委員長

第21条は、広聴広報委員会が入っていない。議会広報活動等に努めるものとするということしか入っていないので、広聴という機能も盛り込んで、広聴広報委員会のことも入れるということか。

赤川委員

広聴広報委員会を条例上設置するということを定め、常任委員会とある程度対等な立場に置きたい。

西沢委員長

委員会条例の中で、広聴広報委員会はどう規定されているのか。

事務局

広聴広報委員会については、所沢市議会会議規則第162条の協議又は調整を行うための場ということで、会議規則上規定しているものです。

西沢委員長

委員会条例上はどうなっているのか。

事務局

委員会条例については、四つの常任委員会と議会運営委員会、特別委員会の規定をしています。

西沢委員長

委員会の政策立案機能を条例上規定した方がよいのではないかということであったが、新たにというよりも、第14条の委員会の運営のところに盛り込むという理解でよろしいか。

赤川委員

それでもいいです。

西沢委員長

前回、前文について最高規範という位置付けにしたいということであったが、それについてはどうなのか。

赤川委員

これについては、こだわっているわけではありません。議会基本条例を作ったとき、自治基本条例はできていなかった。最高規範性の問題が議論されたときに、議会基本条例は二元代表制の中で、自治基本条例とは上下関係はなく対等という意味で、最高規範性を自治基本条例に入れているので、この中にもその辺りの文言を入れたらどうかということです。

桑嶋議長

基本的には文言として最高規範性を表現するのか、それとも全会一致原則で最高規範性を具体的に表現するのかということに対して、所沢市議会としては何としても全会一致でやろうとなった。どういうことかと言うと、当時できていた議会基本条例の中でも、全会一致でないにも関わらず最高規範性をうたっている。ひるがえって見れば、日本国憲法においては、帝国議会最後の議会で1名だけ反対しているが、ほぼ全会一致である。そ

ういう立法制定過程を通じて最高規範性を表現しようということで、全会一致を目指した経緯があります。

西沢委員長

確かに議会基本条例の後に自治基本条例ができて、その前文には最高規範たるべきという文言が入っているので、議会基本条例を作ったときは背景が変わってきている。その辺も次回議論をするときのポイントにしていきたいので、各会派で考えてきてもらいたい。

矢作委員

第3条の議会の活動原則ですが、議長選挙の過程を透明にした方がいいということです。案としては、議会は議長及び副議長の選出に当たってはその過程を明らかにしなければなりません、という条項をどこかに入れていただきたい。それから、第7条の議会報告会について、全体で行うのもいいが、委員会で行うことによって、関心のある市民が集まりより深い議論ができるので、委員会でも開催可能にしたらどうかと思う。ただ、議会報告会は要綱があることから、そこに入れた方がいいのかなとも思う。

西沢委員長

第7条を改正するのか、それとも要綱で行う方がいいのか、皆さんの意見を聞いて今決めたいと思うが、いかがか。

荻野委員

議会報告会については11月に行いますので、その辺を踏まえて検討したいと思っていますので、その中でそういった御提案もいただけたらいい

のかなと思います。

入沢委員

政策討論会は規定上委員会のできるが、議会報告会については決まってい
ないということか。

荻野委員

そういった議論はしていないと思います。

西沢委員長

それでは、広聴広報委員会にお任せすることにします。

矢作委員

広聴広報委員会でも、議会報告会をどうしていくかはこれから決めるの
ということか。

荻野委員

今年度は、前期の最後に決めたので今のやり方で行っていますが、来年
度以降はこれから決めます。

西沢委員長

第9条の議員と市長等執行機関の関係について、前回、一問一答を議案
質疑でもできるようにと言っていたが、これについてはどうなのか。

矢作委員

これについては、行うことができるとなっているので納得しました。

桑島議長

議案質疑の論点整理をしますと、今議案質疑は原則3回だが時間制限は

ない。回数制をとるか時間制をとるかが、これまで争点だった。おおむね一時間を目途とするというのを、一時間に決めてくれたら一問一答にしてもいいという議論があった。ただ、これについては議運マターである。

入沢委員

我が会派としては、公務災害との関連もあるので、皆さんと議論を深めて災害時の議会对応について、新規で規定できればと考えている。

西沢委員長

他市の事例を参考にして条文についても考えていただきたいのと、特にこれだけは触れておきたいというのがあれば併せてお願いしたい。なお、要綱は作ってあるので、事務局から紹介していただきたい。

事務局

所沢市議会災害対策会議設置要綱は平成25年4月1日に施行されました。先日の9月1日の防災訓練の際も、議場から避難していただいた後、この要綱に基づき議長、副議長及び各会派の代表者をもって構成する災害対策会議を設置する訓練を併せて行ったものでございます。

桑畠議長

災害時の議会对応について、東日本大震災のときに地方議員も何人か亡くなっているが、公務災害が出なかった。なぜかと言うと、事実上地方議員の仕事として災害対応は入っていないということがある。この条項が入ることによって、公務災害認定が一步近づくという現実的な議論もあったので、各市議会に入れ始めた経緯がある。もっと言うと、開会中でないと

我々は公務と認められないということもあり、通年議会をお願いしたい。通年議会であれば、閉会中に亡くなくても公務災害認定される可能性が高くなるということがある。東日本大震災のときに亡くなった地方議員に対し公務災害が出なかったか、事務局でわかれば答えていただきたい。わからないということであれば、調べておいていただきたい。

事務局

会期中でないときにそういった災害が起こり、地域で情報収集等されているときに何かあっても、そもそも公務かということになります。その事例については、調べさせていただきます。

桑島議長

議会活性化も大事であるが、東日本大震災で亡くなった人が救済されないという事例もあったので、国も法律を改正して通年議会を認めている。我々は、開会中は議員としての身分が保障されているが、閉会したらただの人になる。それが通年議会になることによって、閉会中も議員の身分が保障されるということをご理解いただきたい。

事務局

この災害対策会議設置要綱を策定するに当たり、平成25年1月に福島市を視察しましたが、その際の福島市の議員の話だと、議員は何かあればそのあと臨時会が頻繁に開催されて、それ以外には各地域に戻ってそれぞれがネットワークを使って情報収集をする、それから国に必要なことを要望していくというようなことが、議会の活動として重要ではないかという

ことを言っておりました。そういう面からすると、積極的に動いていただくには、身分保障が必要ではないかと考えます。

矢作委員

議員派遣や委員会視察は、公務災害の適用になるのか。

事務局

議会として閉会中の活動をお認めいただき、それに基づいて視察等を行う際は、出張命令等が議長から出るので視察については公務扱いになります。委員会の活動についても、正規の手続きを踏んで招集等されたものについては、当然議員活動になろうかと思えます。

荻野委員

第10条の閉会中の文書による質問ですが、こちらは条例ができた後、運用が決まっていた経緯があるので、実際の運用に合わせた方がよいと思ひ、神奈川県横須賀市の事例を参考に案を作りました。第1項はこのままで、第2項に市長等は、前項に規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない、第3項に前2項の文書による質問及び回答は、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとするという項を規定したい。次に、第13条の政策討論会ですが、福島県会津若松市の事例を参考に、議会及び委員会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識の醸成、合意形成を図り、もって政策立案及び提言を推進するため、積極的に政策討論会を開催するものとするという案を作りました。次に、第14条の委員会の運営ですが、正副委員長連絡協議会については、

実態を勘案し条文内容を再検討した方がよい。案として、議会は必要に応じて正副委員長連絡協議会を開催するものとするという条文を考えました。それから、前回申し上げた一問一答に関しては条文にはしておりませんが、一般質問は一問一答がスタンダードになっており、条文の規定と実態にずれが生じているので協議をしたい。災害対応については、設置要綱との整合性を踏まえて条文にしたい。通年議会についても、いくつかパターンがあり、1つに絞り切れておりません。あと、追加になりますが、正副議長の選挙ということの条文も検討したい。案として、議長及び副議長の選出は立候補制とし、立候補する議員は選挙に先立って所信表明を行うものとするという条文を考えました。

西沢委員長

議長選挙のあり方については、矢作委員から第3条に絡めて提案があった。議会の活動原則の中に入れていくのか、それとも新たな規定にするのか。

荻野委員

第3条に入れるのも、何か違和感があるので、別の条文にしてもよいのかなと思う。

西沢委員長

これについて、矢作委員はどうですか。

矢作委員

第3条にこだわるものではありません。

西沢委員長	議長選挙は、公職選挙法に則って行っているという理解でよいか。
事務局	おっしゃるとおりです。
西沢委員長	その辺のやり方等は、自由に決めてもよいものなのか。
事務局	実際に議場で執行されます選挙については、投票ないしは指名推薦になるかと思えます。
桑島議長	議長選挙における所信表明の最大の論点は、市民から見てどういうプロセスで選ばれているのかを明らかにすべきではないか、市民に対して説明責任を果たすというところを淵源としている。
西沢委員長	ここ何年かの議長選挙の前には、私はこういうことを行いますという紙を持って、候補者が各会派を回られている実態を踏まえて、各会派で協議していただきたい。それから、前回、荻野委員からは、議会報告会の名称を実態に合わせた方がよいとの提案があったが、それについてはどのように考えているのか。
荻野委員	要綱や運用でやるのか、それとも条文を変えるのか、2通りあると思う。

西沢委員長 意見交換みたいなのが主流なので、議会報告会ではなく市民との意見交換会といった名称にするということか。

荻野委員 最近、他市議会でも議会報告会兼意見交換会みたいなものを行っていることが多い。その辺は、広聴広報委員会の所管でもあるので、その辺も含めて今後協議ということによい。

西沢委員長 広聴広報委員会の議論を見守って考えるということによろしいか。

荻野委員 結構です。

西沢委員長 それと、第17条の議員研修の充実強化について前回提案があったが、それについてはどうか。

荻野委員 議会を議会及び委員会に修正するという事です。

西沢委員長 今の実態は、議長が主催者で委員会が企画・運営に位置付けられているということだった。そういうことを踏まえて、第17条の改正の提案があったということをご理解いただきたい。あと、第18条の議会事務局ですが、これについても議会事務局の機能強化ということを提案されていた。

これについては、議長から中核市の状況はどうなっているのかということで、調査を依頼していた。これについては、どうなっているか。

事務局

前回の委員会の後、中核市に対し定数条例上の職員数、平成27年度、26年度、25年度のそれぞれ議会事務局の職員数等について、照会をかけています。まだ全部集まっていないですが、おおむね集まりましたのでまとめまして完成次第配付したいと思います。

西沢委員長

それでは、後日電子メールで各委員に配付してください。

赤川委員

専門職の有無も調べているのか。

事務局

そちらも照会しております。

西沢委員長

あと、新たな提案として、議会モニター制度と議会同士の交流及び連携があった。これについては条文案があるので、ご参照いただきたい。それでは公明党ですが、第9条の議員と市長等執行機関の関係について、条文の見直しを提案します。第1項で一問一答のことが規定されていますが、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、という文言はもう要らないということで削除し、シンプルに質疑及び質問は一問一答の方式で行うことができるとした方がよいのではないかと。それから、第2項

の反問権ですが、立法趣旨に沿って執行部は質問の趣旨を確認する程度に留めるといふ申し合わせで運用しているが、実態が伴っていない側面があるといふことで、この規定を実態に合わせていく方向で変えた方がよいのか、それとも申し合わせ事項に沿って第2項にきちんと質問の趣旨を確認する程度に留めると書き入れた方がよいのか、といふ議論をして条文を改正していきたい。ただ、1点気になるのは、それを議運に諮らないでこっちで決めてよいのかといふ心配があるので、確認して提案したい。

入沢委員

反問権は大切なことなので、ここで決めるのはどうかと思う。

桑島議長

そもそも当初の案では、反問がなく問い直すことができるようになっていた。ところが、当時の制定過程において、一問一答を行うなら反問権を入れなければだめだといふ話が一部から出て、反問という言葉が入った。

荻野委員

素案の段階では、ここの条文だけ両論併記になっていた。

桑島議長

それを入れないと一問一答は許さないとわれ、入れた経緯がある。こゝは慎重に進めた方がよい。

西沢委員長

今回の改定案は、最終的に議会運営委員会で修正も可能なので、それも含めて検討したい。

荻野委員

条文を何パターンか用意するというやり方もある。

桑島議長

反問権については、議長になってからもう2回もある。6月の選挙管理委員会委員長の反問は、反問ではなく何を聞いているんだという事実上の反論だった。今定例会でもあったが、対応に苦慮した。質問調になっていなかったで、今のは反問ではありませんから認めませんという判断もあるかなと思ったが、相手も手練れの方でしたのでどうですかと聞いたら、聞き置きますということで終わり、采配の悪さを詫びる次第です。個人的な意見では、財政的な裏付けについての懸念があるが、それを言わないのであれば反問はあってよいと思う。財源をどうするのかと言うのなら、予算編成権を寄せという議論になり、議事整理が大変ではあるが、やり合えばよいと思う。もう1つがフィリバスターで、議事妨害としての反問の可能性が残されているが、そのときに時計を止めてくれれば、反問はあってよいと思う。財源のことを問わない、時計を止めるという2つの条件が担保されるのなら、むしろ反問はあってよいと思うし、それは議会としても悪くないというのが個人的な考えだ。

西沢委員長

喫緊に議会運営員会で議論しなければいけないことだが、あのような反問が続くようならば、私たちは議会運営委員会の中で質問の趣旨を確かめることに留めるという了解のもとに時計を止めずにやっ払いこうと決め

た。そうではなくなってくると、質問者の持ち時間が削られることになり、また考えなければならないという課題も含んでいるので、これは特別委員会として勝手に決められないということであれば、荻野委員の言うようにいくつかパターンを用意して提案することも可能ではないかということで、一度議論はしてみたい。あとは、事務局の体制強化、名古屋市議会の例を参考にした予算を伴う条例案の提出についての提案、通年議会についても提案させていただいておりますので、協議をして合意を図っていきたいと思っています。それでは、各委員からの提案を事務局でまとめ、今後協議をしていきたい。

(2) 調査委託について

西沢委員長

地方自治法第100条の2の調査委託を行いたいと思っています。法政大学の廣瀬克哉教授に内諾をいただいているので、この場で調査報告会の日程を固めたいが、11月26日午後1時30分からでよろしいか。

(委員了承)

西沢委員長

調査事項について、事務局から紹介していただきたい。

事務局

議会基本条例改定に係る調査と言うことでお願いします。調査事項については、全国の市区町村議会における議会基本条例制定後の見直し状況及び条例改正等の動向について、という内容で調査をお願いしたいと思っています。

西沢委員長

この内容でよろしいか。

(委員了承)

石原委員

費用はどのぐらいの予定か。

事務局

予算の範囲内で、おおむね5万円です。この後の流れですが、本日の委員会の確認・決定を受け、委員長から議長に宛てて調査に関する申し出を

していただきます。そして、今定例会の最終日に日程を追加し、委託について議決をいただくことになります。内容については、お認めいただいた調査事項に加えて、調査期間は平成27年10月1日から11月30日までということよろしいでしょうか。

西沢委員長

このことについて、よろしいか。

(委員了承)

西沢委員長

(3) 今後の審査工程について

お手元に配付した工程表に基づき、説明します。9月29日と30日で、兵庫県加西市と大阪府大阪狭山市の視察を行います。加西市は、議会基本条例の改正に関する取り組みについて、大阪狭山市は通年議会について視察を行います。視察後、それらの結果と各委員から提案された改正案の協議等を行い、最終的にどのような形で委員会としての改定案をまとめるかということについては、議会に上程するのは議会運営委員会になると思うので、委員会として議長に改定案を提出し、議長から議会運営委員会へ諮っていただき、合意を得て提案になると思われる。特別委員会は、改正案を議長に報告して終了するということになる。議長への報告は、改正条例案提出とともに、通年議会や災害時の対応などの新たな提案については概要も添付したい。新たな提案の運用実態も視察先で調査研究し、今後の委員会において協議し、合意形成したものを議長へ提出したいと考えているが、よろしいか。

(委員了承)

今後の工程については、視察後、10月と11月の2カ月で主に通年議会の内容の精査をしたいと考えている。それに加えて、災害時の対応や事務局機能強化など新たな提案事項の協議、研究を行いたい。11月末の廣瀬先生による調査報告を受けた後、12月と1月の2カ月で条例案を作成

し、2月に議長に報告する。議長は3月議会で議会運営委員会へ提案し、そこで合意が図れれば4月にパブリックコメントを実施し、6月議会の冒頭で改正を提案したいと考えている。

荻野委員

2月の報告書提出というのは、特別委員会から議長への報告であり、3月の条例案以降の事項については、議会運営委員会の工程ということか。

西沢委員長

特別委員会で作った条例案を議長から議会運営委員会へ諮っていただき、そこで追認という形になると思う。手続き上の問題で、議会運営委員会から改正案を提出した方がよいのではないかということです。それと、今回は新規の条例制定ではなく改正に留まるので、公聴会の必要はないと考えるが、いかがか。

荻野委員

公聴会とは言わないが、説明会など何らかの形で経緯を説明、報告して、それに対する市民からの意見を聴く機会を設けてもいいかと思う。

西沢委員長

議会基本条例制定の際は、制定の後に行ったのか。

荻野委員

制定前と後で両方やっています。提案前にミニシンポジウムを行い、廣瀬先生の話と条例の説明と意見交換を行った。制定後は、こういうものができましたということで、前と後で2回行っています。

赤川委員 改正と言っても新しい条文も入るので、正規の手続きで行う方がよいと思う。

桑畠議長 正規の手続きというのは公聴会か、それとも何らかの手続きのことか。

赤川委員 何らかの機会を設ける方がよい。

桑畠議長 実施するのであれば、この委員会として報告書の提出前、1月か2月の頭に行く必要がある。もう一つ、改正案は基本的に両論併記部分以外は追認するというので、議運に確認をしてほしい。

入沢委員 両論併記とは何か。ここの委員会で決めるのではないのか。

西沢委員長 委員会で決定する事柄として、その権限の範囲を超えていると思われることについては、いくつかのパターンを作って提案し、それを議会運営委員会の中で協議してもらおうということです。おおまかな流れについては、以上の説明でよろしいか。

(委員了承)

(4) 次回の日程について

西沢委員長

次回の委員会は、10月に開催したいと思うが、いかがか。

休 憩 (午前11時8分)

再 開 (午前11時11分)

西沢委員長

次回の委員会は、10月28日の午後4時より開催することよろしいか。

(委員了承)

散 会 (午前11時13分)